

別表第2（第16条関係）

親 族	日 数
配偶者・父母	7日
子	5日
祖父母	3日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
配偶者の父母	3日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
配偶者の祖父母	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	にあつては、3日）